

一般社団法人日本データベース学会研究会規程

2026 年 7 月 29 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、日本データベース学会における研究会の設置、運営および活動に関する基本事項を定め、研究会活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(位置づけ)

第 2 条 研究会は、学会の調査研究活動の一環として設置され、当該研究分野に関する研究発表および会員相互の研鑽を目的とする。

(準拠)

第 3 条 本規程に定めのない事項は、理事会が別途定める。

第 2 章 設立・継続・廃止

(設立)

第 4 条 研究会の設立は、会員の申出に基づき、理事会の審議・承認を得て行う。

(継続・廃止・統合)

第 5 条 研究会の継続、廃止および統合は、設立の翌年度末に継続の可否について理事会の承認を受けるものとし、その後は 2 年度ごとに理事会の承認を受けるものとする。

2. 必要に応じ、理事会は研究会の活動状況を踏まえ、改善指導または再編を提案することができる。

第 3 章 組織

(構成)

第 6 条 研究会には、次の役職を置く。

1. 委員長 1 名
2. 副委員長 複数名
3. 運営委員 若干名

(委嘱)

第7条 委員長および副委員長は、正会員・名誉会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 運営委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員長、副委員長および運営委員の任期は、委嘱日から当該研究会の継続審査が行われる年度末までとする。

2. 委員長、副委員長および運営委員の再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することはできない。
3. 委員長は、複数の研究会の委員長を兼ねることができない。

第4章 運営

(年度計画)

第9条 委員長は、年度計画書（収支予算を含む）を理事会に提出し、理事会の承認を得る。

2. 委員長は、年度終了後、速やかに活動報告書及び収支報告書を理事会に提出しなければならない。

(財務)

第10条 委員長は、研究会の財務状況を常に把握し、予算に基づく適正な運営に努める。

2. 研究会の活動経費は、年度計画に基づき支出する。

(活動)

第11条 研究会の活動は、研究運営委員会、研究討論会、研究発表会、理事会が認める研究イベントにおける特別セッション等により行う。

2. 会員は、前項の活動に自由に参加できるものとする。
3. 前項の各活動終了後、速やかに学会 ML 等を通じて、成果を報告する。
4. 研究運営委員会は、委員長、副委員長および運営委員により構成される。
5. 研究会は、研究分野の活性化を目的として、研究会の活動期間内に限り作業部会を設置することができる。

第5章 研究発表会および出版

(研究発表会)

第12条 研究会は、年1回以上、研究発表会を開催し、その都度、研究報告を発行す

る。ただし、理事会が認める研究イベントにおける特別セッション等として当該研究会の研究発表会を実施する場合には、この研究イベントが発行する予稿集や技報を研究報告に代えることができる。

2. 他学術研究団体の研究会相当組織との共催は、理事会が予め承認した場合に限り認める。

(論文誌編集)

第13条 研究会は、理事会の承認を得た場合、研究会活動の一環として論文誌特集号を編集することができる。

第6章 補則

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

1. 本規程は、2026年7月29日より施行する。